

管 理 業 務 契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 森林交流館管理業務
- 2 業 務 場 所 愛知県瀬戸市川平町1番
瀬戸国有林1113口林小班ほか
森林交流館及びその周辺
- 3 業 務 内 容 別紙仕様書による
- 4 契 約 限 度 額 ¥ —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)
内訳は、別紙金額内訳書のとおり
- 5 業 務 期 間 自 令和8年4月27日
至 令和9年3月29日
- 6 契 約 保 証 金 免 除
- 7 特 約 条 項 別紙のとおり

上記について、次の条件により業務契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 (甲) 愛知県新城市庭野字東萩野49-2
分任支出負担行為担当官
中部森林管理局
愛知森林管理事務所長 ○○ ○○

受注者 (乙)

条 件

(総 則)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき誠実かつ善良にこれを履行するものとする。

2 甲は、仕様書1の(1)の甲の指定した職員を定めたときは、その氏名を、乙に書面により通知するものとする。

(従業員のお知らせ)

第2条 乙は、本業務に従事する従業員の住所・氏名・年齢・略歴を書面をもって、甲に通知するものとする。また従業員を変更した場合も同様とする。

第3条 乙は、必要な要員を確保するとともに、業務内容について、従業員に対し、十分指導し、勤務に万全を期するものとする。

(従業員に対する異議)

第4条 甲は、本業務の実施にあたって、従業員が不相当と認められるときは、その事由を明示して乙にその者の交替を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、速やかに甲と協議のうえ、善処するものとする。

(施設等の使用)

第5条 甲は、次に掲げる施設等を乙に無料で使用させるものとする。

(1) 管理業務並びにこれらに付随する業務遂行上必要な施設及び器具等

(2) 業務遂行上必要と認める電話の使用及び光熱水料

(身元保証等)

第6条 乙は、従業員の身元保証及び規律の保持並びに衛生の管理に関し、一切の責任を負うものとする。

(管理の責任)

第7条 乙は、甲の施設その他の物品の汚損毀損、又は亡失しないよう善良な管理を行うものとする。

2 乙は、従業員の責に帰する事由により前項の損害を生じたときは、乙は甲の指示に従い現状に回復し、又は損害を賠償するものとする。

(検 査)

第8条 乙は、第1条の業務を終了したときは、速やかに業務日誌及び出勤簿(写し)を提示し、甲の指定する職員の検査を受けなければならない。

(契約解除等の場合の業務代金)

第9条 甲は、契約期間中にこの契約を解除した場合の業務代金は、契約の履行があった期間に相当する額とする。

2 甲が、契約期間中に契約の一部を変更した場合の業務代金は、業務金額内訳書による。ただし、これによりがたい場合は甲、乙協議のうえ決めるものとする。

(業務代金の支払)

第10条 業務代金は、第8条の検査に合格した後、毎月1回乙の適法な支払請求書により、支払うものとする。

2 甲は、前項の支払請求書を受領したときは、その日から30日（以下「約定期間」という）以内に乙の指定する銀行に業務代金を支払うものとする。

3 甲は、約定期間内に業務代金を支払わないときは、約定期間満了の日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。

(業務代金の更改)

第11条 甲は、経済事情の変動もしくは、やむを得ない事情があると認めたときは、乙と協議のうえ業務代金を更改することができる。

(業務内容の変更及び一時中止)

第12条 甲は、必要があると認めたときは、甲、乙協議し業務の内容を変更し、又は一時中止の処置をとることができるものとする。

2 前項により、業務代金又は履行期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して協定書により定めるものとする。ただし、甲が協定書により定める必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

3 甲は、自然災害及び悪天候（警報発令時）により開館が困難な場合は、甲乙協議のうえ、一時中止の処置をとることができるものとし、また、1日あたりの業務代金のうちやむなく閉館した時間に相当する金額を減額する。

(損害賠償)

第13条 甲又は乙のいずれかが本契約に違反し、相手に損害をあたえたときの違反者は相手が被った損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施に当たり、注意を怠ったことにより、善良な第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負うものとする。

(不履行における違約金)

第 14 条 乙は、自己の責に帰する事由により、第 1 条の義務を怠った日があるときは、1 日につき、契約金額を契約月数で除した 1 ヶ月当たりの業務代金の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として甲の指定する期限内に甲に納付するものとする。

(契約の解除権)

第 15 条 甲は、乙が次の各号の一に該当したときは、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由がないのに契約を履行しないとき
- (2) 契約の締結又は履行について、不正又は不実の行為があったとき
- (3) 乙から契約解除の申出があり、その事由が正当と認めるとき

2 前項(1)(2)の規定により契約を解除した場合においては、乙は、契約金額の 100 分の 10 を違約金として甲の指定する期限内に甲に納付するものとする。

3 甲の都合により契約の解除を必要とするとき。

(延滞料)

第 16 条 乙は、この契約により甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に納付しないときは、納付期限の翌日から納付する日までの日数に応じ、債務額に対し民法第 404 条に規定する各期における法廷利率を乗じて計算した金額を延滞金として併せて甲に納付するものとする。ただし、延滞金が 100 円未満であるときは、乙は支払いを要しないものとし、その額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(関係法規等の遵守及び秘密の保持)

第 17 条 乙は、監督職員の指示等を遵守し、本契約の業務を履行するものとする。

2 乙は、従業員との雇用関係を明確にし、本契約及び労働諸法規を遵守するものとする。

3 乙は、本契約及び履行にともない知り得た業務上の秘密を第三者にもらしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第 18 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書類により甲の承認を得た場合はこの限りでない。

(協議事項)

第 19 条 本契約の履行に当たり、いずれかの条項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ円満にこれを解決するものとする。

(紛争の解決)

第 20 条 本契約に関する紛争を生じたときは、甲、乙協議し、協議が整わないときは、第三者に調停を依頼するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 21 条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 22 条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反

する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。